

# 小樽にカジノを誘致する会規約

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、小樽にカジノを誘致する会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、日本におけるカジノ法制化を見据え、将来の小樽エリアでのカジノ（以下「小樽カジノ」という。）の実現が、小樽市の地域振興及び国際観光振興に寄与するものとして、小樽カジノを誘致した場合の効果予測や社会的な影響面等についての調査、研究等を行い、小樽カジノの誘致を目指すことを目的とする。

## 第2章 会 員

### (会員)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 法人会員 本会の目的に賛同する法人その他の団体

(2) 個人会員 本会の目的に賛同する個人

2 前項各号に掲げる会員になろうとする者は、それぞれ次条第1項各号に定める会費を添えて、第18条の事務局に申し出るものとする。

### (会費)

第4条 前条第2項の規定によるもののほか、本会の会員は、毎年度、次に定める会費を納入しなければならない。

(1) 法人会員 10,000円

(2) 個人会員 5,000円

2 既納の会費は、還付しない。

### (資格の喪失)

第5条 会員は、退会した場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、会員としての資格を失う。

(1) 法人会員にあっては、当該法人が解散したとき。

(2) 第2条の目的に反する行為をしたと認められる場合において、第14条の役員会の議決をもって除名されたとき。

## 第3章 役 員

### (役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は、総会において会員が互選する。

2 理事及び監事は、会員のうちから総会において会長が指名する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長が会長の職務を代理する。

3 理事は、役員会を構成し、会務を掌理する。

4 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合における補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問、相談役、オブザーバー)

第10条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、建議することができる。

4 本会に、オブザーバーを若干名置くことができる。

5 オブザーバーは、会長が委嘱する。

6 オブザーバーは、総会、役員会又は委員会に出席し、意見を述べるすることができる。

## 第4章 総会

(定期総会及び臨時総会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年度終了後、2か月以内に会長が招集するものとする。

3 臨時総会は、必要がある場合において、特定の事案に限り、会長が招集する。

(総会の付議事項)

第12条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の改廃

(2) 予算及び事業計画の策定

(3) 決算の認定

(4) その他会長が特に必要と認める事項

(総会の会議)

第13条 総会の議長は、会長とする。

2 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第5章 役員会

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(役員会の付議事項)

第15条 役員会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 役員会の運営についての事項
- (3) その他会長が特に必要と認める事項

(役員会の会議)

第16条 役員会の議長は、会長とする。

- 2 役員会は、役員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 役員の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第17条 第2条に定める目的を達成するため、役員会が特に必要と認める場合には、専門的な事項を審議するための機関として、役員会の下に、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会長が指名する。
- 3 委員会の運営については、会長が別に定める。

## 第6章 事務局

(事務局)

第18条 本会の庶務を処理するため、小樽商工会議所に本会の事務局を置く。

(事務局長等)

第19条 事務局に事務局長1名及びその他の職員を置き、会長が指名する。

## 第7章 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、協賛金、補助金その他の収入をもって、これに充てる。

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年12月24日から施行する。

(準備会からの移行)

2 この規約の施行の際現に(仮称)小樽にカジノを誘致する会設立準備会(以下「準備会」という。)の会員である者は、この規約の施行の日(以下「施行日」という。)に、法人その他の団体にあつては第3条第1項第1号の法人会員に、個人にあつては同項第2号の個人会員になったものとみなす。この場合において、準備会に納入した会費は、同条第2項の規定により本会に納入した会費とみなす。

3 この規約の施行の際現に準備会の事務局の職員である者は、施行日に、第19条の規定により本会の事務局の職員に指名されたものとみなす。

(最初の会計年度)

4 本会の最初の会計年度は、施行日から平成21年3月31日までとする。